

**Tax Consulting Firm EOS**  
**Firm News Vol.46 Jan'19**  
～平成 31 年税制改正大綱～

昨年 12 月 14 日に税制改正大綱が公表されましたので、一部ではありますが、紹介いたします。

### 1. 森林環境税（仮称）の創設

- ①納税義務者：国内に住所を有する個人
- ②税率：年額 1,000 円
- ③賦課徴収：市町村において個人住民税と併せて徴収
- ④施行日：平成 36 年度から

### 2. 源泉徴収及び確定申告における配偶者に係る控除の適用の見直し

(1)給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととされました。

(2)居住者の配偶者が、公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受け、かつ、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用を受ける場合等には、その居住者は、確定申告において配偶者特別控除の適用を受けることができないこととする等の所要の措置を講ずることとなりました。

(注)上記の改正は、平成 32 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成 32 年分以後の所得税について適用されます。

### 3. 研究開発税制の見直し

#### (1)税額控除率の変更

税額控除率を次のとおり見直した上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限を当期の法人税額の 40%（現行：25%）に引き上げることとされました。

- ①増減試験研究費割合が 8%超の場合

$$9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} \Delta 8\%) \times 0.3$$

- ②増減試験研究費割合が 8%以下の場合

$$9.9\% \Delta (8\% \Delta \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$$

(注)上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後 10 年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの（大法人の子会社等を除く。）をいいます。

#### (2)控除上限額の変更

①試験研究費の総額に係る税額控除制度における控除税額の上限（当期の法人税額の 25%又は 40%）に、当期の法人税額に試験研究費割合から 10%を控除した割合を 2 倍した割合（10%を上限とする。）を乗じて計算した金額が上乘せされます。

**Tax Consulting Firm EOS  
Firm News Vol.46 Jan'19**

$$\text{控除税額上限} + \text{法人税額} \times \{(\text{試験研究費割合} \triangle 10\%) \times 2\}$$

②試験研究費の総額に係る税額控除制度における税額控除率を、上記(1)①及び②により算出した率に、その算出した率に控除割増率を乗じて計算した率を加算した率とする(小数点以下3位未満の端数は切捨て)。

(注)上記の「控除割増率」とは、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.5を乗じた割合(10%を上限とする。)をいいます。

$$\text{税額控除率} \times \{(\text{試験研究費割合} \triangle 10\%) \times 0.5\}$$

**(3)特別試験研究費の額にかかる税額控除制度の見直し**

対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額が追加され、当該税額控除率を20%(研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業に対するものについては25%)に改められることとなりました。

上記改正に伴い、地方税においても、中小企業者等の試験研究を行った場合の税額控除制度について、所定の措置が講じられることとなりました。

**4. 法人事業税の税率の改正**

法人事業税の標準税率を次のとおりとし、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用することとされました。

①資本金1億円超の普通法人の所得割の標準税率	現 行	改正案
年400万円以下の所得	1.9%	0.4%
年400万円超年800万円以下の所得	2.7%	0.7%
年800万円超の所得	3.6%	1.0%

②資本金1億円以下の普通法人等の所得割の標準税率	現 行	改正案
年400万円以下の所得	5.0%	3.5%
年400万円超年800万円以下の所得	7.3%	5.3%
年800万円超の所得	9.6%	7.0%

**5. 特別法人事業税(仮称)の創設**

**(1)納税義務者等**

特別法人事業税(仮称)は、法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者に対して課する国税とする。

**(2)課税標準及び税率**

課税標準は、法人事業税額(標準税率により計算した所得割額又は収入割額)とする。

税率は以下の通りとなります。

**Tax Consulting Firm EOS  
Firm News Vol.46 Jan'19**

区分	税率
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	260%
所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等の所得割額に対する税率	37%
所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の所得割額に対する税率	34.5%
収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	30%

**(3)申告納付及び賦課徴収**

特別法人事業税（仮称）の申告納付及び賦課徴収は、都道府県に対して、法人事業税と併せて行うものとする。

**(4)適用時期**

平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

**6. 法人税における仮想通貨の評価方法等**

**(1)時価評価**

法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上する。

**(2)譲渡損益の益金又は損金の計上時期**

法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益については、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上する。

**(3)帳簿価額の算出方法**

仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法を移動平均法又は総平均法による原価法とし、法定算出方法を移動平均法による原価法とする。

**(4)未決済仮想通過の信用取引等**

法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上する。

本改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する

**7. 投資法人に係る課税の特例等について**

投資法人等については、導管性要件として、他の法人の発行済株式又は出資の 50%以上を有していないこととの要件がありますが、以下についても対象に含まれることとなりました。

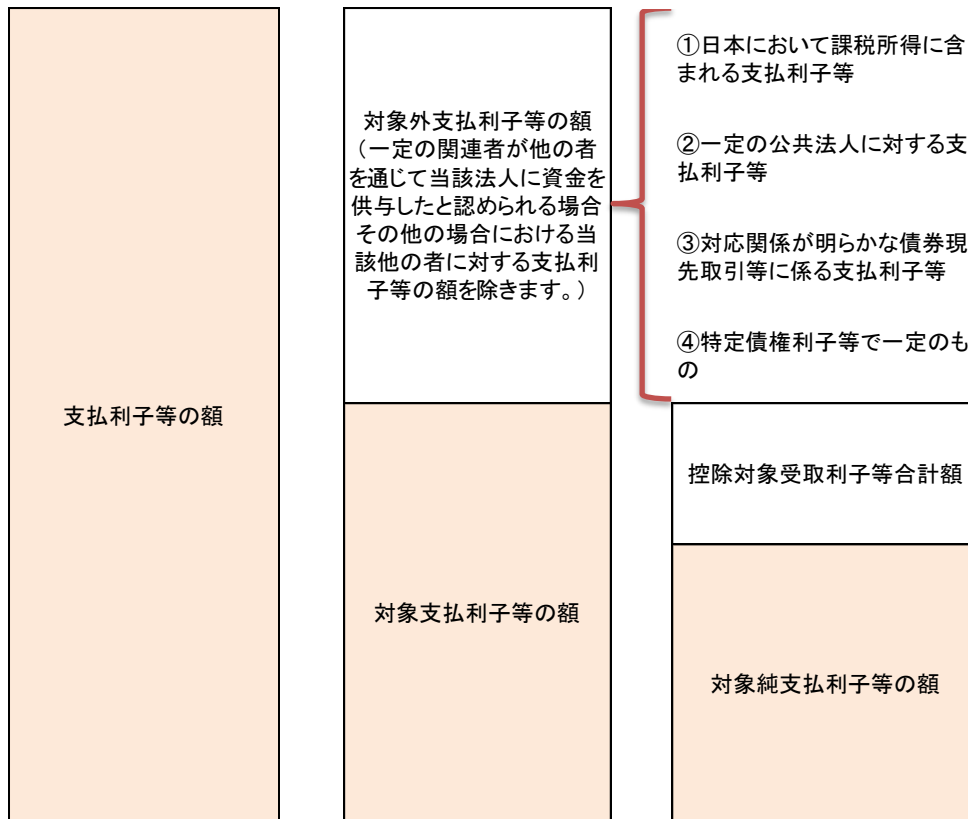
- ①匿名組合出資
- ②匿名組合を通じて間接的に有する株式等

**8. 過大支払利子税制の見直し**

**(1)対象純支払利子等の額の計算**

**Tax Consulting Firm EOS  
Firm News Vol.46 Jan'19**

下図のように対象純支払利子等の額の計算を行うこととなりました。



**(2)調整所得金額**

調整所得金額の計算上、当期の所得金額に加算する金額から受取配当等の益金不算入額及び外国子会社配当等の益金不算入額を除外し、当期の所得金額から減算する金額から法人税額から控除する所得税額の損金不算入額を除外するほか、匿名組合契約の事業者の調整所得金額の計算について所要の措置を講ずることとなりました。

**(3)損金不算入額**

その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の 20%（現行：50%）を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額は、損金の額に算入しないこととされました。

**(4)適用免除基準**

次のいずれかに該当する場合には、本税制を適用しないこととする。

- ①その事業年度における対象純支払利子等の額が 2,000 万円以下（現行：1,000 万円以下）であること。
- ②その事業年度におけるイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が 20%以下であること。

イ 内国法人及び当該内国法人との間に発行済株式等の 50%超を保有する等の関係のある他の内国法人（その事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する当該内国法人の事業年度開始の日及び終了の日であるものに限る。ロにおいて同じ。）の対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額（控除対象受取利子等合計額から対象支払利子等の額の合計額を控除した残額をいう。）の合計額を控除した残額

ロ 内国法人及び当該内国法人との間に発行済株式等の 50%超を保有する等の関係のある他の内国法人の調整所得金額の合計額から調整損失金額（調整所得金額の計算において零を下回る金額が算出

**Tax Consulting Firm EOS**  
**Firm News Vol.46 Jan'19**

される場合のその零を下回る金額をいう。)の合計額を控除した残額

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: [accounting@epcs.co.jp](mailto:accounting@epcs.co.jp) <http://www.epcs.co.jp>

**Tax Consulting Firm EOS**  
**Firm News Vol.46**

～ We are always at your side ～